■熱損失防止(省エネ)改修に係る固定資産税の減額措置について■

○要件

平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成 20 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の間に工事費用が 30 万以上(自己負担)で一定の要件を満たす省エネ改修が行われたもの。

※平成25年4月1日以降に工事が完了したものは、自己負担額が50万円以上。

- (1)窓の断熱改修工事(複層ガラス)
- (2)床の断熱改修工事
- (3)天井の断熱改修工事
- (4)壁の断熱改修工事

※(1)窓の断熱改修工事は必須となります。

○減額される額

改修家屋に係る翌年度分の固定資産税 1/3 相当額(120 m²上限)

○手続き

※原則として、改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要になります。

- イ. 熱損失防止改修工事に係る固定資産税の減額申告書
- ロ. 工事内容がわかる書類(工事明細書・改修箇所の図面・改修前後の写真等)
- ハ. 工事費用がわかる書類(契約書・領収書・工事費明細書等)
- 二. 熱損失防止改修工事証明書(改修後の部位が現行の省エネ基準に適合しているかを確認する書類で、建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関から発行されます。